

議案第 26 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条  
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

生駒市東生駒 1 丁目地区 整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示され た平成 20 年 12 月 10 日生駒市告示第 225 号に 定める大和都市計画生駒市東生駒 1 丁目地区地区計 画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------------	--

別表第 2 生駒市白庭台地区整備計画区域の部集合住宅地区の項中「昭和 25 年  
政令第 338 号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同表に次のように加え  
る。

生駒市東 生駒 1 丁 目地区整 備計画区 域	低層住 宅地区	次に掲げる建築物以外の 建築物 (1) 住宅(法別表第 2 (い) 項第 1 号に係るもの。た だし、長屋住宅及び重ね 建て住宅で、3 戸以上の ものを除く。) (2) 住宅で事務所、店舗 その他これらに類する用	200 平方メ ートル					
-------------------------------------	------------	--	-------------------	--	--	--	--	--

	<p>途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に掲げるものを除く。)</p>					
<p>一般住宅地区(A)</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部低層住宅地区の項に掲げる建築物(同項第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が50</p>	<p>200平方メートル</p>				

	<p>0平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(7) 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に掲げるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に掲げるものを除く。)</p>						
一般住宅地区(B)	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部低層住宅地区の項に掲げる建築物(同項第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(7) 公益上必要な建築物</p>	130平方メートル					

		で令第130条の5の4 に掲げるもの (8) 前各号の建築物に附 属するもの(令第130 条の5の5に掲げるもの を除く。)						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第2備考中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「令」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。